

報道関係者各位

平成29年12月7日  
福祉保健部健康増進課  
衛生指導監 坂本 隆一  
電話 055-223-1494  
FAX 055-223-1499

## 山梨県のインフルエンザの発生状況について (流行期入り)

平成29年第48週(11月27日~12月3日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

**インフルエンザの定点あたり報告数：1.41人<sup>1</sup>**

流行期入りの目安となる1.00を上回ったことから、山梨県はインフルエンザの流行期<sup>2</sup>に入ったと考えられます。

今後、県内で患者が増えることが予想されるため、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

なお、全国の情報には金曜日に厚生労働省から公表予定です。

- 1 定点数41 医療機関の合計報告数58人 58人÷41 医療機関 1.41人
- 2 定点1 医療機関あたりの報告数が1.00を超えた時 流行期入りの目安  
定点1 医療機関あたりの報告数が10.00以上の時 注意報レベル  
定点1 医療機関あたりの報告数が30.00以上の時 警報レベル

### 【直近の数値】

週	人数	定点あたり報告数
47週(11/20~11/26)	20	0.49
46週(11/13~11/19)	4	0.10
45週(11/06~11/12)	11	0.27
44週(10/30~11/05)	3	0.07
43週(10/23~10/29)	3	0.07

参考：昨シーズン(平成28年9月~平成29年8月)の流行期入りは平成28年第46週(11/14~11/20)です。

県内のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置の状況については、毎週金曜日に山梨県感染症情報センターホームページ上に掲載しています。

## **インフルエンザの予防対策**

### **インフルエンザを予防するために**

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、外出時にはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

### **キーワードは「咳エチケット」**

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合はハンカチなどで口と鼻を押さえ他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

### **インフルエンザにかかったら**

- ✓ 早めに医療機関を受診しましょう。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

(学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取ることになっております。)